

オフィス・ソメヤ通信

2026年1月号 No.163

〈発行〉社会保険労務士オフィス・ソメヤ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-23-7
第3瑞穂ビル209号室
e-mail info@office-someya.jp

「同一労働同一賃金ガイドラインの見直し案」を提示

「労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会」において、令和7年2月から、同一労働同一賃金の施行5年後見直しについて、検討が進められています。

令和7年11月下旬に開催された第27回の部会では、「同一労働同一賃金ガイドライン見直し案（新旧対照表）」が提示され、報道などでも話題になりました。

◆「同一労働同一賃金ガイドラインの見直し案」のポイント

□見直しの方向性

ここ数年の正社員と非正規雇用労働者との間の待遇差が争われた事件の最高裁判決（ハマキヨウレックス事件、長澤運輸事件、メトロコマース事件、日本郵便事件など）の内容を盛り込み、更なる明確化を図る。

……「退職手当」の項目を新設するほか、「各種手当（退職手当を除く）」の項目の中で、上記の最高裁判決で争点となった手当（無事故手当、夏期冬期休暇、家族手当（配偶者手当）、住宅手当など）の内容を追記・補強するなどの見直しが行われている。

□見直し案の形式

新旧対照表の形で示されており、追記などの変更を加えた箇所については、その理由を表示（以下は、その例）。

| | |
|--|--|
| 3. 退職手当 | (新設) |
| 退職手当については、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的として、労務の対価の清算、労働報償等の様々な性質及び目的が含まれうるものであるが、通常の労働者と同様に短時間・有期雇用労働者にも当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当するにもかかわらず、短時間・有期雇用労働者に対し、通常の労働者との間の権利の内容、当該権利の内容及び配分の変更の範囲その他の事情の違いに応じた均衡のとれた内容の退職手当を支給せず、かつ、その見合いとして、労使交渉を経て、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当しない他の短時間・有期雇用労働者に比べ基本給を高く支給している等の事情もない場合、当該退職手当の相違は不合理と認められるものに当たりうることに留意すべきである。 | メトロコマース事件最高裁判決を踏まえて追記。 同判決は、退職手当に関して不合理と認められる待遇の相違を具体的に判示したものではないが、退職手当の性質・目的等について言及しており、当該内容を留意すべき事項として記載したもの。 |
| 4. 各種手当（退職手当を除く。） | 3. 手当 |

☆今回の見直し案により、新たな「同一労働同一賃金ガイドライン」の姿がほぼ明らかになっています。今後、微調整は入ると思いますが、追記などの変更を加えた理由が表示されていますので、確認しておいて損はないと思います。

【厚生労働省】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001598238.pdf>

令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における注意点を確認しておきましょう

令和7年度税制改正により、基礎控除の見直し等(基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正)が行われました。

さらに、令和8年分以後の給与の源泉徴収事務においても対応が必要です。

どのような変更があり、どのように対応する必要があるのか?以下で、その注意点を整理しておきます。厚生労働省から、「令和7年 賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」が公表されました。そのポイントを確認しておきましょう。

◆令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における注意点

注意点① 扶養控除等(異動)申告書の記載事項の変更

令和7年分までの扶養控除等(異動)申告書には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、令和8年分以後の扶養控除等(異動)申告書には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が100万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

注意点② 扶養親族等の数の算定方法の変更

令和7年分までの源泉徴収事務においては、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の数を基に扶養親族等の数を算定していましたが、令和8年分以後においては、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。

〈補足〉令和8年分以降の「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」においても、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。

注意点③ 源泉徴収税額表の改正

令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、令和7年度税制改正の内容を反映した「令和8年分 源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求める必要があります。

〈補足〉「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」も改正されたので、令和8年1月1日以後に支払うべき賞与については、「令和8年分 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用して、源泉徴収税額を求める必要があります。

★令和8年1月に支払う給与からの所得税の控除は、上記の新たなルールに沿って行うことになります。新たな扶養控除等(異動)申告書の記載内容などを確認し、新たな源泉徴収税額表を用いるようにしましょう。

〈令和8年分 源泉徴収税額表〉

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/zeigakuhyo2026/01.htm>

マイカー等通勤者の通勤手当の非課税限度額が改正されました

「自動車や自転車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額」が引き上げられました。そのポイントを確認しておきましょう。

◆いわゆるマイカー等通勤者の通勤手当の非課税限度額の改正のポイント

【改正後の1か月当たりの非課税限度額】

| 区分 | 課税されない金額 | |
|--|---|---|
| | 改正後 (令和7年4月1日以後適用) | 改正前 |
| ① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当 | 1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円) | 同 左 |
| ② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当 | 通勤距離が片道55km以上である場合 38,700円 通勤距離が片道45km以上55km未満である場合 32,300円 通勤距離が片道35km以上45km未満である場合 25,900円 通勤距離が片道25km以上35km未満である場合 19,700円 通勤距離が片道15km以上25km未満である場合 13,500円 通勤距離が片道10km以上15km未満である場合 7,300円 通勤距離が片道2km以上10km未満である場合 4,200円 通勤距離が片道2km未満である場合 (全額課税) | 31,600円 28,000円 24,400円 18,700円 12,900円 7,100円 同 左 同 左 |
| ③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券 | 1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円) | 同 左 |
| ④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券 | 1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円) | 同 左 |

□この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

編 集 後 記

2025年もあと数日となりました。皆様にとってどのような1年でしたでしょうか。

私は、色々な出来事があり、価値観が大きく変化1年でした。一度きりの人生ですから、悔いのないよう丁寧に楽しく生きていきたいと強く思うようになりました。

2026年はどんな1年になっているのか、楽しみです。

本年も大変お世話になりました。2026年もどうぞよろしくお願ひいたします。

どうか良いお年をお迎えください。